

最高裁判所 (第二小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国 (鹿児島税務署長ほか)

令和2年6月26日不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、令和元年11月6日判決、本資料269号-115・順号13338)

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年5月24日判決、本資料268号-50・順号13155)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年6月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 三浦 守

裁判官 菅野 博之

裁判官 草野 耕一

裁判官 岡村 和美

当事者目録

申立人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	鹿児島税務署長
	田代 大丈夫
処分行政庁	熊本東税務署長
	丸山 昌仁
同指定代理人	舘内 比佐志ほか
相手方	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
相手方	C株式会社
同代表者代表取締役	甲
上記兩名訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎ほか